

議 第 1 4 号 議 案

沖繩高江におけるオスプレイヘリパッド建設の中止を求める意見書の提出について

沖繩高江におけるオスプレイヘリパッド建設の中止を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成28年10月6日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 加 藤 久美子

同 根 岸 操

提 案 理 由

沖繩高江におけるオスプレイヘリパッド建設の中止を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

沖縄高江におけるオスプレイヘリパッド建設の中止を求める意見書

沖縄の米軍北部訓練場においては、東村高江の集落を囲むようにヘリパッドの建設が計画され強行されているが、ヘリパッドの建設は当該地域の自然環境や住民生活へ悪影響を及ぼすものであり、オスプレイの欠陥・危険性に対する県民の不安が増している。

沖縄防衛局は、東村高江の2カ所のヘリパッドを完成させ、2015年2月に米軍に先行提供し、米軍によるオスプレイの訓練が急増している。オスプレイは昼夜を問わず民間地域の上空を低空飛行し、住民は身体的にも精神的にも限界を超えた騒音・低周波を浴び続け、学校を欠席する児童もいるとのことである。

また、沖縄防衛局は、ヘリパッド建設工事再開に向け、去る7月11日早朝から県警の機動隊を投入してヘリパッド建設工事に反対する住民らを排除し、工事関係資機材の基地内への搬入を強行するとともに、全国から警察官の大量動員をおこなった。このような政府の姿勢は許されるものではない。

沖縄県議会ではこれまでも欠陥機オスプレイの配備撤回および海兵隊の撤退を求める意見書が可決されており、地方自治を尊重する立場からも、海兵隊の訓練施設であるヘリパッド（オスプレイヘリパッド）建設は到底容認できるものではないとしている。

よって、富士見市議会は、政府に対して、地方自治を尊重するとともに、国民の生命、安全および生活環境を守る立場から、政府が沖縄高江にオスプレイヘリパッド建設を強行に進めることに対し厳重に抗議するとともに、建設を直ちに中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
外務大臣 岸田文雄様
防衛大臣 稲田朋美様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び
北方対策、クールジャパン戦略、
知的財産戦略、科学技術政策、
宇宙政策、情報通信技術（IT）
政策担当） 鶴保庸介様